

北朝霞駅西口ロータリー改修設計及び周辺交通機能構想検討業務 委託仕様書

第1条 業務の名称

北朝霞駅西口ロータリー改修設計及び周辺交通機能構想検討業務

第2条 業務の目的

北朝霞・朝霞台駅周辺地区は、JR武蔵野線と東武東上線が交わり、1日延べ30万人以上が利用する県内有数の交通結節点として、市の中心的な拠点及び玄関口に位置づけられているエリアである。現在、駅前には3箇所のロータリーがあり、公共交通サービスに優れた構造を有している一方、人が居心地良く滞在できる場所や商業施設が少なく、多くの人が通過交通のみの利用に留まり、需要を十分に満たしていないことがまちの課題となっている。

市では、この課題を踏まえ、令和4年度から官民連携まちなか再生推進事業を始めており、官民で公共空間の利活用を軸としたまちなかウォークアブル推進の検討を進めている。この中で、北朝霞駅西口ロータリーの広場化を「ひと中心の公共空間を創るモデル事業」に位置づけ、各種ワークショップや実証実験（北朝霞・朝霞台デザインラボ）の開催、広場改修後に持続的にぎわいを創出するための多様な使い方や運営方法の検討、利活用促進の仕組みづくりなどを行ってきている段階である。

本業務は、この官民連携まちなか再生推進事業と一部連携しながら、現在、車中心のロータリーとなっている北朝霞駅西口の駅前空間を、人が居心地良く滞在でき、多様な利活用が可能な魅力的な広場へ改修するための基本設計及び実施設計等を行うとともに、この改修に伴う3ロータリーの交通機能再配分を含む交通計画を検討するものである。

第3条 履行期間

契約締結の日（令和5年12月予定）から令和7年3月21日まで

※2年間の継続業務

※年度別の業務内容は、企画提案書の内容を基に、協議の上決定する。

第4条 業務対象範囲

(1) 基本設計及び実施設計：北朝霞駅西口ロータリー（約1,630㎡）

(2) 交通機能の構想検討：北朝霞駅及び朝霞台駅周辺（3ロータリー）

※別紙「北朝霞駅西口ロータリー改修設計範囲図」を参照。

※ロータリーに接続する周辺道路については、必要に応じて検討する。

第5条 法令等の遵守・準拠

本業務は、本仕様書によるほか次に掲げる関係法令・計画等に配慮し実施するものとする。

(1) 道路法

- (2) 道路交通法
- (3) 駅前広場計画指針（建設省監修／日本交通計画協会）
- (4) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (5) 道路の移動等円滑化に関するガイドライン（国土交通省）
- (6) 埼玉県福祉のまちづくり条例
- (7) 朝霞市地域公共交通計画
- (8) 朝霞市景観計画
- (9) 北朝霞地区地区計画（朝霞市／平成3年1月18日都市計画決定）
- (10) ストリートデザインガイドライン（国土交通省）
- (11) その他朝霞市で策定した各種計画等
- (12) その他関係法令・通達等

この他、現在、市が官民連携まちなか再生推進事業の中で策定を進めている北朝霞・朝霞台周辺エリアの未来ビジョンとも連携を図るものとする。

第6条 配置技術者

受託者は、以下の要件を満たす技術者を配置するものとする。JV（共同企業体）の場合は構成員のいずれかから1人配置すること。

(1) 管理技術者

業務の総括責任者を担うものとし、次の要件を満たすこと。

①以下のいずれかの資格を有すること。

- ア 技術士（総合技術監理：建設 - 都市及び地方計画）
- イ 技術士（建設：都市及び地方計画）
- ウ RCCM（都市計画及び地方計画）
- エ RCCM（造園）

②過去10年間（平成26年度から令和5年度）に、以下の業務実績をそれぞれ1件以上有すること。

- ア 広場や公園等の人が滞在する公共空間を対象とした基本構想等の策定又は基本設計
- イ 広場や公園等の人が滞在する公共空間を対象とした実施設計

(2) デザイン技術者

広場等のランドスケープデザインを担当するものとし、次の要件を満たすこと。管理技術者との兼務も可とする。

①以下のいずれかの資格を有すること。

- ア 一級建築士
- イ 登録ランドスケープアーキテクト

②過去10年間（平成26年度から令和5年度）に、広場や公園等の人が滞在する公共空間を対象としたデザインに関する業務実績（コンセプト・構想・計画の策定、設計等）を1件以上有すること。

(3) 交通計画担当技術者

ロータリーの交通計画全般を担当するものとし、過去10年間（平成26年度から令和5年度）に、駅前等交通結節点周辺における交通計画や交通安全対策基本構想等の策定に関する業務実績を1件以上有すること。管理技術者との兼務は不可とする。

（４）照査技術者

成果物を含む業務内容全般について技術的な照査を行うものとし、以下いずれかの資格を有すること。管理技術者との兼務は不可とする。

- ア 技術士（総合技術監理：建設 - 都市及び地方計画）
- イ 技術士（建設：都市及び地方計画）
- ウ R C C M（都市計画及び地方計画）
- エ R C C M（造園）

※（１）～（３）における技術者の「業務実績」について

- ・令和5年11月時点で継続中の業務については、業務実績には含まれない。
- ・過去に所属した企業等での業務実績は含めるものとする。

第7条 業務内容

1. コンセプト検討（3ロータリー）

北朝霞駅東口ロータリー、北朝霞駅西口ロータリー、朝霞台駅南口ロータリーについて、車中心のロータリーから人中心の広場へ改修を図るための基本コンセプトを検討する。

（１）現況における課題分析（交通量調査実施含む）

①朝霞台駅・北朝霞駅周辺の交通量実態調査

3ロータリーの整備方針の検討に必要となる、自動車・自転車・歩行者に関する交通量調査を実施すること。なお、調査対象範囲・実施時期・回数については協議により決定する。

②駅前ロータリーの利用状況調査

3ロータリーについて、人の滞留状況や活動状況、バス・タクシー等公共交通の状況、荷捌きや送迎車両の状況、ロータリー内の駐車場・駐輪場の利用状況、バリアフリー整備状況等について調査し、整理すること。

③現況における課題分析

上記①、②の調査を踏まえ、交通整序や利便性の観点から3ロータリーの課題を分析すること。

（２）整備方針の検討

上記の分析を踏まえた上で、今後のロータリー改修にあたっての基本コンセプトを設定するとともに、それぞれのロータリーで確保すべき必要十分な交通機能について基本的な考え方を整理すること。

①基本コンセプトの検討

別途検討されている未来ビジョンや現況分析結果を踏まえ、ロータリーの改修整備の基本コンセプトを設定すること。

②3ロータリーの交通機能の検討

基本コンセプトに基づき、3ロータリーで確保すべき交通機能について検討すること。

③駅周辺の導線計画及びゾーニング計画の検討

交通機能の基本的な考え方に基づき、3ロータリーについて、自動車・公共交通・自転車・歩行者等の最適な導線や人の滞留空間について計画し、ゾーニング図として整理する。なお朝霞台駅については将来的な建て替えが予定されていることも踏まえ、交通の乗り換えを円滑にするとともに、人が居心地よく滞在できる空間を最大限確保することに留意すること。

④交通ミクロシミュレーションによる実現可能性の検討

上記③の検討を踏まえ道路形状の変更を検討する場合は、交通ミクロシミュレーションを実施し、周辺交通への著しい影響がないことについて確認を行うこと。

2. 基本設計（北朝霞駅西口ロータリー）

3ロータリーの基本コンセプトを踏まえ、北朝霞駅西口ロータリー改修に向けた基本設計を行う。なお別途関連業務により、地域意見を収集するためのワークショップ、道路形状の変更による影響を検証するための実証実験のほか、民主体となった広場の運営体制の検討等を行っている。本業務においては、これらの実施支援として資料提供の協力を行うほか、その結果について設計検討への反映を行うこと。

※ワークショップは2回程度、実証実験は1回（約1か月間）程度を想定

（1）与条件の検討

- ①北朝霞駅西口ロータリー改修における与条件や上位計画について把握及び整理を行う。
- ②設計における、各種設計基準の整理を行う。
- ③現地踏査を行い、地下埋設物などの現状把握を行う。
- ④測量図に関しては、市より別途提供するものとする。

（2）諸施設の検討及びレイアウトの検討

- ①基本コンセプトおよび想定される利用者数（通行者数、送迎や荷捌き用車両）等を踏まえた、基本レイアウト及び必要な施設の検討を行う。
- ②検討にあたっては、過年度の実証実験やワークショップの結果も踏まえ、ロータリーの道路形状の変更について検討を行い、まちの顔としてふさわしく、居心地がよく滞り、様々な活動が行いやすい広場空間を創出すること。また駅及び周辺施設との連携、整備コスト、維持管理のしやすさ等にも留意すること。また模型を用いての検討も実施すること。
- ③検討対象は、広場および対象区域内の道路構造物のほか、付属物として、ポラード、照明灯、植栽（樹種・配置）、舗装、ベンチ等の休憩施設、上屋（シェルター）等を含むもの

とする。また、将来的に広場内に収益施設を整備することを計画しているため、広場内に当面の間、仮設建築物が設置可能なスペースを確保するものとする。

なお、仮設建築物は設計対象とならないが、必要な電気・給排水計画については設計対象とするとともに、仮設建築物設置後のイメージについてはパース等に表すものとする。また、これらの設置検討にあたり、ボーリング調査等を新たに行う必要がある場合には、別途協議とし、調査費用は本委託には含まない。

- ④ロータリー内の道路の交通機能を変更することによりその接続先の道路にも影響が出る場合、また交通安全上の課題を解決する必要がある場合は、ロータリーに接続する市道についても設計対象に加えることとする。

(3) 基本設計図の作成

- ①基本レイアウト検討結果や、施設の位置、規模及び内容等を踏まえ、それらを基本設計図としてまとめること。

- ②平面図、縦横断面図、構造図等の一般図を作成する。

(現況平面図、縦断図、横断図、位置図、標準横断図、排水計画平面図等)

(4) 概算工事費の算出

基本設計図をもとに、数量総括表を作成し、概算工事費を算出する。

(5) 鳥瞰図、イメージパースの作成

基本設計に基づき、鳥瞰図を1枚、アイレベルパースを2枚作成する。アングルについては協議のうえ決定する。

3. 実施設計（北朝霞駅西口ロータリー）

基本設計に基づき、北朝霞駅西口ロータリー改修に向けた実施設計を行う。

(1) 詳細検討

基本設計結果をもとに、施設配置計画、付帯設備、構造物等の詳細を検討する。

(2) 道路詳細設計

設計図書及び諸基準等から設計条件を設定し、工事に必要な平面図、縦断図、横断図、構造図、数量計算書、工事積算等を作成し、それらに基づき工事発注することができる図書を作成する。なお、道路詳細設計に必要な路線測量図は市から別途提供する。

(3) 実施設計図の作成

下記の実実施設計を行い、その成果として実施設計図の作成(平面図、縦断図、横断図、詳細図等)を行う。

- ①平面設計
- ②交差点設計
- ③縦横断設計
- ④照明設計(照明配置計画、照度計算等)
- ⑤植栽設計
- ⑥上屋設計(シェルター等) ※設置については発注者と協議により決定
- ⑦構造物設計(街渠・側溝・集水柵工・防護柵工・ベンチ・花壇等)

⑧電源および給排水施設設計

⑨その他必要な設計

(4) 施工計画の検討

自動車および歩行者動線に配慮した施工計画を検討し、工事期間中における施工ステップの検討を行う。

(5) 数量計算及び工事仕様書作成

数量算出要領に基づき、工種毎に数量を算出し、工事仕様書を作成する。

(6) 工事費、工期の算出

実施設計図をもとに必要な見積もりを収集し、工事費及び工期を算出する。算出にあたっては、埼玉県土木工事標準積算基準書を使用し、根拠に基づいた積算、適正な工期の設定条件明示を徹底すること。

4. 関係機関協議資料作成（北朝霞駅西口ロータリー）

北朝霞駅西口ロータリーの設計及び施工計画に関係する各機関（交通、道路占用者、上下水道、電気通信、ガスなど）との協議資料を作成する。

この他、必要に応じて上屋等の建築確認申請等、各種法令に基づく関係機関との協議を想定している。

第8条 打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は市と打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については、受託者がその都度議事録を作成した上で、市に提出すること。また、業務を円滑に遂行するため、逐次担当部署と連絡調整を行うこと。

打合せは、初回と成果品納入時を含み計10回程度を見込むこととする。なお、実施回数の変更による委託費の見直しは行わない。

第9条 提出書類

受託者は指定した様式により以下の書類を作成し、提出すること。

(1) 委託業務開始前

①業務着手届

②現場責任者等選任届

③管理技術者等選任届

④経歴書

⑤業務計画書（業務概要、業務工程表、業務管理体制等を記載）

(2) 委託業務完成時

⑥業務完成届

⑦委託業務実施報告書

※②～⑤は内容に変更が生じた時にも提出すること。

第10条 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。また、ほかに中間報告及び成果品があれば、発注者・受注者協議のうえ、発注者の指示のとおりとする。

[令和5年度]

(1) 令和5年度業務報告書（A4パイプファイル等）	1部
(2) 3ロータリーの基本コンセプト・整備方針資料（A3）	2部
(3) 交通量調査及び交通シミュレーション結果報告書	2部
(4) 上記成果の電子データ（CD-R等）	1式

※（2）と（3）については、令和5年度内に業務が完了した場合に納品すること。

[令和6年度]

(5) 令和6年度業務報告書（A4パイプファイル等）	1部
(6) 基本設計資料・図面一式（A3製本版）	2部
(7) 鳥瞰図、イメージパース（A3等）	2部
(8) 実施設計資料・図面一式（A3製本版）	2部
(9) 数量計算書、工事仕様書、工事費積算資料	2部
(10) 上記成果の電子データ（CD-R等）	1式

※図面のデータ形式は、PDF、JWW、DXFの3種類とする。

第11条 担当部署

(1) 都市建設部 まちづくり推進課 都市計画係（朝霞市役所 本館5階）

住所 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電話 048-463-2518（直通）

FAX 048-463-9490

メール mati_zukuri@city.asaka.lg.jp

(2) 都市建設部 道路整備課 道路施設係（朝霞市役所 本館5階）

住所 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電話 048-463-0913（直通）

FAX 048-463-9490

メール doro_seibi@city.asaka.lg.jp

第12条 成果品検査

受託者は、各年度の業務完了後、所定の手続を経て、市の検査を受けなければならない。市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに措置を行うものとする。

第13条 支払

市は、各年度の委託契約業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、年度ごとに、一括して委託料を支払うものとする。

また、支払いは予算の範囲内で各年度に完了した業務の出来高払いとする。

第14条 特記事項

(1) 資料の貸与

業務を遂行する上で必要な資料等は、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料の複製の可否、返却等については市の指示に従うこと。

(2) 再委託

本業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。

(3) 法令遵守

業務の実施に当たり、関係法令を遵守すること。

(4) 守秘義務

本業務上知り得た情報等については、市の承諾なしに本業務以外で使用してはならない。また、第三者に対し漏えいしてはならない。なお、この守秘義務は契約終了後も継続するものとする。受託者の責により秘密が漏えいし、市が損害を受けた場合、受託者はその損害に対し賠償の責を負う。

(5) 個人情報保護及び障害のある方への適切な対応

受託者はこの契約に基づく業務を実施する場合は、別紙のとおり個人情報取扱特記事項及び障害者差別解消に関する特記仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。

(6) 瑕疵責任

業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに係る経費は受託者が負担するものとする。

(7) 成果品の管理及び帰属

本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、市に帰属する。また、受託者は著作者人格権を行使できないものとする。受託者は市の許可なく成果品等を第三者に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。

(8) 本仕様書に特段の定めがないものについては、埼玉県土木設計業務共通仕様書（最新版）及び埼玉県建築設計業務委託共通仕様書（最新版）の内容に準ずるものとする。

(9) 本事業は、都市構造再編集中支援事業（国土交通省）の国庫補助金の活用を見込んでいることから、その交付要件を踏まえた設計とすること。

第15条 その他

本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

(別紙) 北朝霞駅西口ロータリー改修設計範囲図

